

## ○秦野市議会基本条例素案及び逐条解説

平成 23 年 4 月

第 1 章 総則	第 1 条～2 条
第 2 章 議会の活動原則	第 3 条
第 3 章 議員の活動原則	第 4 条～第 7 条
第 4 章 市民と議会の関係	第 8 条～第 10 条
第 5 章 市長等と議会の関係	第 11 条～第 12 条
第 6 章 議会の機能強化	第 13 条～第 18 条
第 7 章 政治倫理	第 19 条
第 8 章 議会事務局	第 20 条
第 9 章 補則	第 21 条～第 22 条

秦野市議会（以下「議会」という。）は、秦野市長（以下「市長」という。）と同様に、市民から選挙された代表機関であり、互いに緊張感を持ち、競い合い、協働しながら、市政に関して最良の意思決定を導くという市民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、議会は、真の地方自治の実現に向け、市長等執行機関（以下「市長等」という。）とは独立・対等の立場において、政策決定や、市長等の事務の執行に係る監視及び評価を行う責任を担っている。今日まで、議会は、地方自治の変革にいち早く対応し、市民に開かれた議会を目指し自らの改革に積極的に取り組んできており、今後も、市長等に対する政策提案を行うために一層の機能強化を図る責任を担っている。

この責務を全うするため、この条例の制定を契機として、不断の自己研鑽によるさらなる資質の向上を図っていく中で、秦野市議会議員（以下「議員」という。）間における自由かつ達な討議の展開及び市民に対する積極的な情報の公開を行っていく。

そして、「議会とは何か。市議会議員はどうあるべきか」という根本的な命題に対し、市民に対して明確なメッセージを発していくことを宣言するものである。

ここに、日本国憲法及び地方自治法の本旨に基づき、議会の基本理念・議員の活動原則等を定め、また議会と市民及び市長等との関係を明らかにし、議会の目指すべき道を指し示すことを表明する。そして、市民の負託に全力で応えていくことを誓い、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の活動原則等を定め、議会の役割を明らかにするとともに、市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の進展に寄与することを目的とする。

議会基本条例の制定する最終的な目的は、市民福祉の向上、市政の進展であり、この目的のために議会の役割や議員の活動原則等をはじめ、議会等に関する基本的事項を定めることを明記します。

(基本理念)

第2条 議会は、地方自治体において市民を代表する唯一の議事機関として、真の地方自治を希求し、その最善のあり方の模索及び実現に向けた活動をしていくことを基本理念とする。

唯一の議事機関として、真の地方自治を実現していくことを希求し、議会はその最良の在り方を模索していくことがあるべき姿勢であることを目指し、活動するとの基本理念を明確にしていきます。

「地方自治の本旨」は日本国憲法に定められている「住民自治：その地域の住民の意志に基づいて地方行政が運営されること」と「団体自治：地方行政の運営は地方の住民の意思を反映した、国とは別個の自主的な団体が事務を担当する機能を持っていること」です。つまり、地方の実情は地方によって様々であり、これを国が一元的に処理することは非効率であるから地方に決定権を委ねるべきであるという地方分権の考え方を示すものです。

## 第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる事項の活動を行うものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議会報告会の開催又は広報を行うことにより、活動の内容を報告又は説明すること。
- (3) 議場における審議等を通じて市長等が行う事務の執行に関する評価をし、

及び評価の内容を公表すること。

- (4) 条例の制定、議案の修正、決議等を通じて政策提案すること。
  - (5) 地方自治の変革に的確に対応するため、議会を改革すること。
  - (6) 近隣を始めとする地方自治体議会と交流し、及び連携すること。
- 2 前項各号の活動を行うため、市民参画の拡大及び専門家等との意見交換を積極的に図るとともに、適正な経費で最大の効果を得ることができるよう議会運営に努めるものとする。

議会基本条例における基本理念にのっとり、具体的な項目を掲げ、議会の「機関」としての責務を明確にします。

議会は、議員個人や会派としての見解を述べるのではなく、議会全体として審議の内容や過程等を説明するとともに、市民からの意見等を聴取し、市政に反映することを目的として、市民と情報や意見の交換を行う場を設けます。

また、これらの活動を通して市民に対して最大の付加価値をもたらせるよう、適正なコストで最大の努力と工夫をしていくことを求めるものです。

### 第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる事項の活動を行うものとする。

- (1) 市長等に対する質問及び質疑並びに議員相互における自由闊達な討議を通じて課題を把握し、その解決のための対策を研究し、並びに市長等に対して積極的に提案すること。
  - (2) 市民に対して、活動の内容を報告又は説明すること。
  - (3) 市民の代表であることを自覚し、一部の権利利益の保持に偏ることなく、市政全般にわたる課題並びにそれに関する市民の意向及び解決策を的確に把握し、前条に掲げる活動に反映すること。
  - (4) 調査、研究活動及び日々の不断の自己研鑽を通じて、自らの資質を向上すること。
- 2 前項各号の活動を行うため、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに第15条に規定にする調査機関及び第16条に規定する検討会において、積極的な議員相互間討議に努めるものとする。

地方自治法には、「議員の活動原則」について何も記載がありません。そのため議員の活動原則に関する的確な評価の基準がありません。そこで、本市独自にその基準を制定し、条例化することによって、「秦野市議会議員の活動原則」を市民に対し、明確なメッセージとして打ち出していくものです。議会には様々な機能が要求されますが、中でも、多様な民意を吸収することと、相反する意見を闘わせ、議論をしながら合意を形成していくプロセスが非常に重要です。そのため、議員相互間の討議を充実させることを定めています。

#### （議員報酬）

第5条 議員報酬は、秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年秦野市条例第29号）に定めるところによる。

2 議会は、適正な議員報酬について、必要に応じて調査検討を行うものとする。

議員の報酬に関しては、何に対する報酬なのかについて法律上、不明確のため、本条例では、適正な「議員報酬」について調査検討を行うことを明記します。

#### （議員定数）

第6条 議員定数は、秦野市議会議員の定数を定める条例（平成14年秦野市条例第10号）に定めるところによる。

2 議会は、適正な議員定数について、必要に応じて調査検討を行うものとする。

議員定数に関しては、本条例の理念、基本方針に鑑み、最適な人員にて構成されるよう努めることとし、適正な議員定数について調査検討を行うことを明記します。

#### （会派）

第7条 議員は、第4条各号の責務の遂行のため、政策等を共有する二人以上の議員によって会派を結成することができる。

- 2 会派は、調査研究活動、政策立案等をするとともに、会派間での意見調整を行い、合意形成に努めるものとする。

会派についての法令上の明確な位置づけはないため、条例によってその位置づけを明確にするものです。各会派は政策立案等に関して必要に応じて会派間での合意形成に努めることを定めています。

#### 第4章 市民と議会の関係

(市民と議会との関係)

第8条 議会は、第3条に規定する活動原則に基づき、開かれた議会となるよう次に掲げる環境の整備に努めるものとする。

- (1) 男女が等しく議会に参画し、政策等を提案する機会を確保することができる環境
- (2) 年齢、職業、思想信条、障害の有無にかかわらず、市民が議会に議員として活動することができる機会を得ることができる環境

他の先進国の多くは、政治や行政の場で、男女共同参画のためのクオータ制やパリテ制を導入し、女性管理職の割り当てや男女同数制などの積極的改善措置を行っています。そこで、男女が等しく議会に参画するための環境整備に努める、との条文を設けるものです。

また、議会は、市民のためのものであって、議員のための議会ではありません。市民に対し、誰にも議員として活動する機会のある開かれた議会であることを宣言し、誰もが議会に参画できる環境整備に努めることとするものです。

※クオータ制・・・市民構成を反映した政治、政策決定の場の男女比率に偏りがないよう議員の人数を割り当てる制度です。OECD（経済協力開発機構）加盟国30カ国のうち、1978年制定した発祥地ノルウェーや韓国など26カ国で採用されています。

※パリテ制・・・1999年フランスで50%クオータ制を採用した制度で、パリテ（男女同数）法と呼ばれています。

(開かれた議会)

第9条 議会は、開かれた議会運営に資するため、会議及び委員会を原則として公開とする。

- 2 議会、会議及び委員会においては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

市民が議会や市政に対して関心を持つよう、本会議や委員会を原則として公開で行うことにより、市民に対して議会活動に関する情報をわかりやすく提供することを定めています。

(資料の公開)

第10条 議会は、議会活動に関する資料を原則として公開する。

- 2 議会は、議員の調査活動等に支障を及ぼさない限り、議会図書室を市民に開放する。

## 第5章 市長等と議会の関係

(市長等との関係)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長等に対し市政の発展を目的とした有益な緊張感を常に保つものとする。

- 2 議会及び、議員は、市長等との立場及び権能の違いを的確に踏まえ、市長等に対して、不当な圧力をかける行為をしてはならない。
- 3 議会は、会議又は委員会において議長又は委員長の許可を得て行われた市長等からの逆質問に対し、誠実に対応するものとする。

二元代表制とは、地方公共団体において、その地域に住む住民が首長と議員をそれぞれ直接選挙するシステムです。二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあります。ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地方公共団体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることこそ、二元代表制の本来の在り方であるといえます。

(予算関連資料の提示要求)

第12条 議会は、予算議決を目的とした審議をするに当たり、市長等に対し、必要に応じて関連資料の提示を求めることができる。

議会に提案される予算関連議案の審議にあたり、政策水準を高めるような議論が行われるよう、提案者に対して、わかりやすい説明資料の提出を求めるものです。

## 第6章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第13条 議会は、第3条及び第4条の活動原則を守るために、議会の機能強化に努めることとする。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項における議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

地方公共団体の自己責任、自己決定が益々拡大していく中で、議会は自らのその機能の強化に努めるとともに、調査機関等を活用して、その足腰の強化に努めることとします。

地方自治法で議決事項の制限と議会における議決の範囲拡大が定められているため、議会独自に議決が必要な計画等について別に条例で定めることとしています。

(附属機関の設置)

第14条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問または調査のため必要があると認めるきは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

議会活動に関して、審査、諮問または調査のため必要があると認めるときには、別に条例で定めるところによって、附属機関を設置することができることを定めています。

(調査機関の設置)

第15条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。
- 3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

地方自治法第100条の2の規定に基づき、専門的事項に関する調査を学識経験者等に依頼し、その専門的な識見を活用することにより、議会での討議に反映させるよう努めることを定めています。

(検討会等の設置)

- 第16条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。
- 2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議員で構成する検討会等を設置することができることを定めています。

(政務調査費)

- 第17条 会派又は議員は、調査研究活動に資するため、秦野市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年秦野市条例第17号）に規定する政務調査費の交付を受けることができる。
- 2 政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、証拠書類を所定の文書に添付し、公開することにより、その使途の透明性を確保しなければならない。

政務調査費に関する基本的な事項として、証拠書類を完備することと、公開をすることによって、その透明性を確保することを定めています。

(会期日程)

- 第18条 議会の会期は、秦野市議会定例会条例（昭和37年秦野市条例第18号）に定めるところによる。

地方自治法の改正状況等を踏まえ、議会の立法機能・政策立案機能・議決事件等の審議機能を強化することを目的として、年一回の通年議会（例：年250～270日）を検討していく。

## 第7章 政治倫理

（政治倫理）

- 第19条 議員は、市民の負託にこたえるための倫理的義務が課せられていることを自覚したうえで、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、かつ、識見を養わなければならない。
- 2 議員は、自己の地位を利用することによって、自己又は第三者が不正に利益を得る行為及び特定の個人又は団体が不当に不利益を被る行為を行ってはならない。
- 3 前項の規定に違反したと認められる場合、議長は、調査委員会を組織し違反内容について調査させることができる。
- 4 議会は、調査委員会の調査結果を考慮し、第2項に違反した議員に対し、議決により戒告処分、登庁禁止処分又は辞職勧告をすることができる。

議員には政治家として高い倫理性が要求されていることから、市民に信頼される行動、言動を心がけなければなりません。そこで、自分や第三者が不正な利益を得るための「口利き」を禁止し、また、特定の個人や団体に対して不当に不利益を被らせる行為をすることのないよう、求めるものです。

## 第8章 議会事務局

（議会事務局等）

- 第20条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備を図るものとする。
- 2 議長は、専門的な知識経験等を有する者を議会事務局職員として任免する等、議会事務局体制の充実を図ることができる。

議会事務局は、総務、管理、議事、政務調査、法制、広報、図書など、様々な機能を有していますが、議会事務局のより一層の機能の強化・充実を図ることによって、議会の政策立案等の機能の強化に資することとするものです。

## 第9章 補則

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会に関する最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

本条例は、議会に関する最高規範であることを明確にすることによって、他の条例がこの趣旨に反することのないよう、定めているものです。

(検討)

第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

本条例の内容について、改正の必要性が認められるときは、法律の定める手続きによって、所要の措置を講ずることを定めています。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。